電気供給約款 (低圧)

別紙 I (料金表)

≪臨時電灯Aプラン≫

宮崎電力 株式会社

令和2年9月1日改訂

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、 反復使用する需要には適用いたしません。

2. 契約電流

- (1) 契約電流は,10アンペア,20アンペア,30アンペア,40アンペア,50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし,お客さまの申出によって定めます。
- (2) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

3. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島コニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、その1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10 アンペアにつき	297円00銭
----------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

4. その他

- (1) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (2) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (3) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、おうちプランに準ずるものといたします。
- (4) 本別紙に定めのない事項については、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

5. この料金表の実施日

この料金表は、令和1年10月1日から実施いたします。